

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

(令和3年12月21日 閣議決定)

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

3. 主な対応方針

1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの

- ① 農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化
- ② 下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化
- ③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し
- ④ 指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき包括的な記載を可能とする見直し
- ⑤ 障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する見直し

2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの

- ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大(地籍調査、管理不全空家、水道法に基づく事務)
- ⑦ 医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出のオンライン化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し
- ⑧ 障害児入所給付費の支給事務等におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大(療育手帳関係)

3. その他

- ⑨ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲
- ⑩ 認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し